

一般財団法人大阪スポーツみどり財団暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団（以下「財団」という。）契約要綱に基づく、請負その他の契約等（建設工事、測量、建設コンサルタント、物品・委託役務等の調達契約並びに財産の買入れ、売払い及び賃貸借契約、協定、覚書等をいい、それぞれの下請契約を含む。以下同じ。）に関して暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 業者選定委員会 財団の指名競争入札の参加業者を選定する委員会をいう。

(入札等除外措置等)

第3条 一般財団法人大阪スポーツみどり財団理事長（以下「理事長」という。）は、大阪府が大阪府暴力団等排除措置要綱第3条に該当するとして入札等除外措置を行った者に対し、速やかに請負契約等から排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。入札等除外措置を解除する場合も同様とする。

- 2 前項の規定は、入札等除外措置を受けているものが構成員として含む共同企業体についても適用する。

(指名競争入札からの排除)

第4条 業者選定委員会は、指名競争入札に当たり、入札等除外者を指名しないものとする。

- 2 理事長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、指名の取消し又は契約を行わないこととする。
- 3 理事長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 理事長は、入札等除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、入札等除外者の所有する土地を用地買収する必要があるなど、当該契約の目的及び内容から入札等除外者を随意契約の相手方とする場合を除く。

(下請負等の禁止)

第6条 理事長は、入札等除外者が請負契約等について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）又は保証人となることを承認しないものとする。

2 前項及び前2条の規定は、入札等除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

（契約の解除）

第7条 理事長は、請負契約等の相手方が入札等除外措置を受けた場合に、当該契約等を解除することができる。

（不当介入に対する措置）

第8条 理事長は、請負契約等の相手方が、当該契約等の履行にあたり暴力団員等から妨害など不当介入又は下請負参入の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに財団への報告を求めるとともに、警察へ届出を行うよう指導しなければならない。

2 理事長は、請負契約等の相手方が直接又は間接に指揮又は検査等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約等の相手方に指導を求めるものとする。

3 理事長は、請負契約等の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、請負契約等の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、請負契約等の相手方が各項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第9条 理事長は、本要綱の運用に当たっては、大阪市及び警察等関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第10条 理事長は、第3条の規定により入札等除外措置を決定したときは、入札等除外者に遅滞なく通知するものとする。

（その他）

第11条 理事長は、本要綱の運用に当たり必要な措置を講じることができる。

2 本要綱に定めのない事項又は本要綱によりがたい場合は、大阪市の関係部局と協議を経て決定する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。